

仮処分審尋、10月11日が最終に

4月に着任した佐藤裁判長のもとで第2回目の審尋となりました。冒頭今後の進め方について、次回で審尋が最終であること、ただし双方ともに書面でのやり取りについては尽くしてほしい、という意向を示しました。これにより、差止めについての地裁判断は年末あるいは年明けにも

明らかになる見通しとなりました。

今回の審尋では基準地震動のみでなく①火山灰対策②北朝鮮によるミサイル攻撃への対応③住民避難の課題などについて訴えました。②について特に、地下鉄をとめる前に原発運転をとめるべき、と指摘しました。

映画「日本と再生」を県下各地で上映しよう

地域活動の強化

事務局 NW 担当 伊東俊義

今年の活動方針に、「これからの裁判の会の活動は、1年目の熱い気持ちをますます強固にして、裁判活動を続けていかなければなりません。勝訴を獲得するには、実際の裁判行動とともに、大分県民の世論の盛り上がり醸成していく活動を持続させる必要があります」とあります。

具体策として「日本と再生」(河合弘之弁護士の監督作品・第3弾)の上映を県内各地で取り組む……。さらに大分裁判の会規約に新規項目・本会は必要に応じて地域の世話人を置く。世話人は会の活動を支える……と、総会での決まりました。

さて、それでは具体的な話ですが、裁判に勝利するためには多くの大分県民が運動の主役となっていることが必須です。しかし、現状はどうでしょうか。優秀な弁護士と事務局があれば確かに裁判はできます。それでも真の勝利を勝ち取ることが可能でしょうか？大分裁判の会だけの運動になっていませんか？裁判の会の役員は貴方だけが運動の主役だと思い込んでいませんか？会員は数だけの存在の扱いですか？これらを払拭するためにも多くの会員を中心とした地域活動を展開しなければなりません。その1つ1つの小さな運動の成功は裁判の勝ち負けに関わらず、明日の日本社会の変革の礎になるのです。そうです。頑張れば日々勝利なんです。少なくとも負けはありません。

今、各地域で展開している「日本と再生」の試写会や上映会も、その地域活動の一つです。8月は大分市内と中津市で上映会がありました。26日(土)中津会場は昼の部・夜の部と二回。お昼に椅子を60席用意していたのに予想外の入場数でスタッフがあわてて椅子の追加。女性中心としたスタッフは凄い。後日の連絡メールで

「来場者数は合計102人でした。(昼の部65+スタッフ10名、夜の部37+スタッフ10名)と、報告がありました。ここでのポイントは上映会後に交流会を設けること。時間いっぱい使って来場者たる主役に多くの意見や感想を話してもらうのです。皆さんの思いがいっぱい伝わってきます。他の地域の上映会でもぜひ組み込みたいですね。

特に力を入れたのが試写会と、その準備活動です。活動の中核となってくれそうな会員及び団体・個人を求める。そこから活動スタッフを結集してもらう。試写会までに何度か地域訪問することも必要です。まずは行きやすそうところから、次はちょっと難しそうな団体へチャレンジ。小心な私を引っ張り廻してください。大分県内ならどこへでも試写会の機材を抱えてお伺いします。

itoto@e-bungo.jp 携帯番号 090-3320-0640

今後の上映予定

11月12日(日) 別府市ビーコンプラザ

(国際コンベンションセンター)

昼1回目12:30~ 2回目15:00~

参加費 500円(高校生まで無料)

お問い合わせ ふゅーちゃーパソコン教室

電話 0977-21-1888

info@future-beppu.jp

* 佐伯、竹田地区で11月中旬に上映計画中です。

編集後記

1988年6月25日に米軍大型ヘリが伊方原発すぐそばに墜落し7人の隊員が死亡しています。岩国⇄沖縄飛行ルート上に伊方原発が位置しているのです。オスプレイはトラブルの原因を一切公表せずに大分空港を立ち去りました。日出生台に飛来する動き、断じて許せません。

森山賢太郎